

第 部 障がい福祉計画

第1章 平成23年度の目標値の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国は、第1期計画時点（平成17年度末）の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することを目指しており、平成23年度末時点の施設入所者数を、第1期計画時点（平成17年度末）の施設入所者数から7%以上削減することを数値目標設定の基本指針としています。

本市においては、施設に入所している障がい者が自立訓練等を利用し、グループホームやケアホームに移行できるよう支援するとともに、グループホーム、ケアホーム等の整備を促進する中で、平成23年度末時点の入所者数を、第1期計画時点（平成17年度末）の入所者数から6人削減することを目標に、地域生活へ移行できるよう支援します。

項目	数値
平成17年度末の入所者数	62人
平成20年10月1日現在の入所者数	62人
平成23年度末時点の入所者数見込（目標値）	56人
地域生活移行数	6人
入所者削減見込	4人

2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国は、平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能は精神障がい者（平成14年度患者調査で約7万人）」の解消を目指しており、平成23年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進めることを基本指針としています。

本市においては、地域での生活支援や住居の確保等の受け入れ条件が整えば退院可能である人が、平成23年度末までに7人以上退院できるよう、福祉サービスや地域生活支援センター等のネットワークを活用する中で精神障がい者の退院を促進し、地域生活へ移行できるように支援します。

項目	数値
（目標値）退院可能精神障害者数の減少数 （平成23年度末までに減少を目指す数）	7人

3. 福祉施設から一般就労への移行等

国は、福祉施設から一般就労に移行する人を平成17年度の4倍以上とすることを目指しており、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに平成17年度時点における福祉施設の利用者のうち、2割以上の人々が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを旨とするを基本指針としています。

本市においては、既存施設に対し就労移行支援事業を実施することを働きかけたり、就職後の職場適応援助者（ジョブコーチ）の促進を図ります。今後、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、障がい者に対し一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図りながら、平成23年度中に4人が一般就労に移行できるよう支援します。

項 目	数 値
（目標値）平成23年度の年間一般就労移行者数	4人

第2章 福祉サービスの見込み量及び確保のための方策

1. 訪問系サービス

(事業内容)

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

事業名	事業の内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

(サービス利用実績量と見込量(1ヶ月あたり))

(上段：人、下段：時間分)

事業名	単位	実績量			見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
居宅介護	実利用者数	12	14	15	17	19	21
	時間/月	84	101.3	123	139	156	172
重度訪問介護	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	160	160	160
行動援護	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	20	20	20
重度障がい者等包括支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
計	実利用者数	12	14	15	19	21	23
	時間/月	84	101.3	123	319	336	352

(サービス見込み量確保にあたっての考え方)

- ・ 今後見込まれる利用量を確保するために、ヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。
- ・ 介護保険制度におけるサービス提供事業者に対し、障がい福祉サービスの提供も行ってもらえるように働きかけます。
- ・ 地域住民に対する障がい者への理解促進を図り、地域の福祉力を活用した新たな介護力の創出を目指し、地域自立支援協議会などの場を通じた検討を進めます。

2. 日中活動系サービス

(事業内容)

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

事業名	事業の内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」のタイプがあります。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇成型）とB型（非雇成型）のタイプがあります。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
児童デイサービス	障がい児が施設に通所し、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等のサービスを受けるものです。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

(サービス利用実績量と見込量 (1ヶ月あたり))

(上段 : 人、下段 : 日)

事業名	単位	実績量			見込量			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
生活介護	実利用者数	0	13	35	55	64	76	
	日数/月	0	242	735	1,155	1,344	1,596	
自立訓練	機能訓練	実利用者数	0	0	1	2	2	2
		日数/月	0	0	21	42	42	42
	生活訓練	実利用者数	2	5	6	9	13	20
		日数/月	25	55	49	73	106	163
就労移行支援	実利用者数	0	7	12	24	31	38	
	日数/月	0	96	190	380	491	602	
就労継続支援	A型	実利用者数	1	1	1	3	4	5
		日数/月	23	24	22	66	88	110
	B型	実利用者数	0	2	5	7	9	11
		日数/月	0	42	70	98	126	154
療養介護	実利用者数	1	1	1	2	2	2	
児童デイサービス	実利用者数	4	8	7	8	11	14	
	日数/月	34	48	50	57	79	100	
短期入所	実利用者数	2	4	4	7	11	16	
	日数/月	6	24	10	18	28	40	

(サービス見込み量確保にあたっての考え方)

- ・ 各事業者の自主的な判断によるサービス提供意向を尊重しつつ、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を促進します。
- ・ 見込量に対し供給量の不足が予想される児童デイサービスなどのサービスについては、小美玉市地域自立支援協議会などの場において構築されたネットワーク機能を最大限活用し、特別支援学校や他の施設等との連携をし、事業者に対して広く情報提供を行い、新規事業者の参入を促進していきます。

3. 居住系サービス

(事業内容)

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

事業名	事業の内容
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	介護を要する知的障がい者又は精神障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むのに支障のない知的障がい者又は精神障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や食事提供等の支援を行います。

(サービス利用実績量と見込量(1ヶ月あたり))

(人)

事業名	単位	実績量			見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数 /月	3	5	8	9	11	14
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 /月	7	6	6	7	9	12
施設入所支援 (旧体系利用者も含む)	実利用者数 /月	61	63	62	62	60	56

(サービス見込み量確保にあたっての考え方)

- 施設入所者の地域生活への移行を進めるにあたり、ケアホームやグループホームの需要の増加が見込まれますので、新規事業者の参入を促しサービス提供基盤の整備をします。また、地域住民に対する障がい者への理解促進を図り、地域の福祉力を活用した新たな介護力の創出を目指し支援します。

4. 相談支援

(事業内容)

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、自らサービスの利用調整が困難な方に対するサービス利用計画作成等を行うものです。

事業名	事業の内容
相談支援	障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。 障がい福祉サービスの支給決定を受けたが、自らサービス利用の調整が困難な方に対し、サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画を作成し、サービス利用の調整等を行います。

(サービス利用実績量と見込量(1ヶ月あたり))

(人)

事業名	単位	実績量			見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談支援 (サービス利用計画作成)	実利用者 数 / 月	0	0	0	1	2	3

(サービス見込み量確保にあたっての考え方)

- ・ 利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、地域自立支援協議会を核として指定相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとのネットワーク化を進め、重層的な相談支援体制を構築します。
- ・ サービス利用計画作成について周知をはかるとともに、入所施設や病院等との連携により、早期からの相談につなげるような体制を整備します。

第3章 地域生活支援事業の見込み量及び確保のための方策

1. 相談支援事業

(事業内容)

相談支援事業は、3障がい(身体・知的・精神)に対応した一般的な相談支援を行うものです。地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

(1) 障がい者相談支援事業

障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止およびその早期発見のため、地域自立支援協議会や関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

本市においては、平成18年度より身体1ヶ所、知的1ヶ所、精神3ヶ所(地域活動支援センター型)の事業所に相談業務を委託しております。

(2) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となる協議組織です。

本市においては、平成20年8月に地域自立支援協議会を立ち上げ、相談支援事業者の運営評価、個々の困難事例への対応に関する協議・調整、地域課題についての情報共有や社会資源の開発・改善などを行っております。今後、地域ケアシステムや相談支援事業所、関係機関等と更なる連携を図り、障がい者やその家族等のために必要な支援を行います。

(3) 市町村相談支援機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置するものです。

当市においては、相談支援事業所や地域自立支援協議会と連携をとり、専門的職員を確保し、相談支援体制の強化をはかります。

(4) 住宅入居等支援事業

民間の賃貸住宅等への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

本市においては、相談支援事業所や関係機関と連携をとり、支援に向けた人員の確保や仕組み作りに取り組みます。

(5) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

本市においては、誰もが気軽に利用できるよう、成年後見制度や権利擁護事業の情報提供に努め、広く制度の周知を図ります。

2. コミュニケーション支援事業

(事業内容)

コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

(1) 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。

(サービス利用実績量と見込量 (1 ヶ月あたり)) (人)

事業名	単位	実績量			見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数/年	0	3	3	4	5	6

(2) 要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

(サービス利用見込量 (1 ヶ月あたり)) (人)

事業名	単位	21年度	22年度	23年度
要約筆記者派遣事業	実利用者数/年	0	1	1

(3) 手話通訳設置事業

手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

(実設置見込み者数)

事業名	単位	21年度	22年度	23年度
手話通訳設置事業	人	0	1	1

(サービス見込み量確保にあたっての考え方)

- ・ 手話通訳者や要約筆記者の派遣について、茨城県聴覚障害者協会に委託したり、ボランティア団体等と協力し合い実施します。また、手話通訳者を行政窓口を設置するよう人員確保に努めます。

3. 日常生活用具給付事業

(事業内容)

日常生活用具給付事業とは、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することによって日常生活の便宜を図るものです。

種 目 名	種目の内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引きや盲人用体温計などの、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がい者の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(サービス利用実績量と見込量)

(件/年)

日常生活用具事業		実績量			見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
種 目 名	介護訓練支援用具	7	2	7	8	9	10
	自立生活支援用具	3	4	5	6	7	8
	在宅療養等支援用具	7	5	7	7	8	9
	情報・意思疎通支援用具	4	4	4	5	6	7
	排泄管理支援用具	228	680	750	825	908	999
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	2	5	4	5
合 計		252	695	775	854	942	1,038

(サービス見込み量確保にあたっての考え方)

- ・ 利用者の増加に合わせて、必要な予算の確保に努めます。
- ・ 用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

4. 移動支援事業

(事業内容)

移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うものです。原則として、重度の障がい者以外の方に対して、社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

(サービス利用実績量と見込量)

(上段：人、下段：時間分)

事業名	単位	実績量			見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	4	6	4	6	7	8
	延べ利用時間 (時間/年)	14.5	81	188	206	238	272

(サービス見込み量確保にあたっての考え方)

- ・ 障がい者の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な不可欠な移動支援サービスに対するニーズは、今後増加していくと予想されますので、障がい者への柔軟なサービス提供を行います。

5. 地域活動支援センター事業

(事業内容)

地域活動支援センター事業は、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（型、型、型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

類 型 名	サービスの内容
地域活動支援センター 型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援センター 型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター 型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。

(実施箇所数、実利用見込み者数)

事 業 名	見込み量					
	21 年度		22 年度		23 年度	
	実施箇所	実利用者数 (人) / 月	実施箇所	実利用者数 (人) / 月	実施箇所	実利用者数 (人) / 月
地域活動支援センター 型	3	4	3	6	3	8
地域活動支援センター 型	1	8	1	10	1	12
地域活動支援センター 型	2	20	2	22	3	36

(サービス見込み量確保にあたっての考え方)

- ・ 地域活動支援センター 型を拡大することにより、受け入れ可能な人数を増やします。

6. 市が自主的に取り組む事業

(1) 日中一時支援事業

(事業内容)

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援、及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

(サービス利用見込量)

(上段：人、下段：回分)

事業名		見込量		
		21年度	22年度	23年度
日中一時支援事業	実利用者数(人) /月	46	48	50
	延べ利用回数 (回/年)	644	672	700

(2) 特殊入浴事業

(事業内容)

身体障がい者又は知的障がい者等で、一般の風呂への入浴が不可能な方に、自宅へ巡回入浴車を派遣したり、特殊浴室を利用し入浴介助を行います。

(サービス利用見込量)

事業名		見込量		
		21年度	22年度	23年度
特殊入浴事業	実利用者数(人) /月	4	5	6

(3) 更生訓練費給付

(事業内容)

就労移行支援または自立訓練を利用している方、または施設に入所している身体障がい者の方に更生訓練費を支給します。

(サービス利用見込量)

事業名		見込量		
		21年度	22年度	23年度
更生訓練費給付	実利用者数(人) /月	4	4	4

(4) 自動車運転免許取得助成事業

(事業内容)

身体障がい者の自動車の使用を容易にするため、自動車運転の取得にかかる経費を助成します。

(サービス利用見込量)

(件 / 年)

事業名	見込量		
	21年度	22年度	23年度
自動車運転免許取得助成事業	3	4	5

(5) 自動車改造助成事業

(事業内容)

重度の身体障がい者が就労等のために自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

(サービス利用見込量)

(件 / 年)

事業名	見込量		
	21年度	22年度	23年度
自動車改造助成事業	3	4	5